



Title	第14回図書館総合展に参加して
Author(s)	新谷, 大二郎
Citation	関西大学図書館フォーラム = Kansai University Library forum , 17: 33-36
Issue Date	2013-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/8135
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

第14回図書館総合展に参加して

新谷 大二郎

図書館総合展とは「図書館を使う人、図書館で働く人、図書館に関わる仕事をしている人達が、“図書館の今後”について考え、「新たなパートナーシップ」を築いていく場」(第14回図書館総合展 HP <http://2012.libraryfair.jp/>)である。

その目的のため、図書館総合展では会期中、図書館に関わる様々なフォーラム、プレゼンテーション、ポスターセッション、ブース出展、その他企画が行われた。その参加者も国公私の図書館関係者のみならず、企業関係者、学会関係者と幅広い。後援団体としても、国立国会図書館、国立公文書館、科学技術振興機構、国立情報学研究所などと国内のそうそうたる情報流通関係団体が顔を並べており、図書館情報関係者にとっては非常に重要な全国規模の催しであることがわかる。

筆者が参加したのは会期中の最終日のみだったが、その当日朝の受付窓口の混雑・混交ぶりは他の図書館関連の催しではおそらく目にすることがないほどの凄まじいもので、いっそ壮観であった。

さて、その図書館総合展は今年度で第14回を迎え、その開催日程は以下のとおりであった。

第14回図書館総合展概要

開催日時：2012年11月20日(火)～

11月22日(木)

10:00～18:00

会場：パシフィコ横浜

主催：図書館総合展運営委員会

企画運営：JCCカルチャージャパン

筆者はこのうち最終日である11月22日に参加し、当日開催予定であった3フォーラムに参加した。本研修報告では、その参加したフォーラムのうちの2フォーラム「ディスカバリーサービスとコンテンツプロバイダー(株式会社サンメディア主催)」「マイクロフィルムの劣化について、今、何をすべきか(株)ニチマイ主催)」について、その内容を報告する

こととしたい。

1 ディスカバリーサービスとコンテンツプロバイダー(株式会社サンメディア)

本フォーラムでは、Serials Solutions社(以下、「SS社」という。)の提供するディスカバリーサービス「Summon」にコンテンツ情報を提供する予定の二次資料データベースベンダーと日本語コンテンツ二次資料データベースベンダーとが今後ディスカバリーサービスに期待することや、そうしたベンダーがディスカバリーサービスに参画するに際しての問題点が議論された。

フォーラムの全体的な構成としては、特に資料等は用意されておらず、受講者に自由な発言を促し、フォーラム参加者全員の議論によって内容を作るという受講者参加型のパネルディスカッションという手法が取られ、フォーラム参加者間で議論を深めることにより、現在のディスカバリーサービスの動向及び今後の展開についての理解、認識を高めていこうという趣旨のもとで進められた。現実的には当日参加の受講者が自由に発言して議論を展開することは難しいものがあり、そのようなにはならなかったが、そうした前提のもとでパネリストとなったそれぞれのベンダーの担当者が受講者を議論に引き込むようなコンテンツ提供側の現場の肉声を聞かせてくれたのは、大変意義深いものであった。主催者である株式会社サンメディアはフォーラム開催にあたって「このフォーラムがここでしか聞けない話となる」ようにあえて配布資料を作成しなかったとその意図を披歴していたので、その点は図に当たったのではないだろうか。

さて、では具体的にフォーラムの場でどのような議論がなされたのかという話に移りたいのだが、その前に簡単にディスカバリーサービスとはどのようなサービスであるのかについて、復習をしておきたい。「復習」というのは、筆者の属している大学図

書館界では「ディスカバリーサービス」という語句は今や説明不要の常識として認識されていることからこのように言うのであって、本フォーラムに際しても、その語義についてはパネルディスカッションのコーディネーターが簡単に触れただけで、受講者に対して特段の説明が与えられることはなかった。おそらく、それについて不満に思った受講者は少なかつただろうし、筆者も違和感を覚えることはなかった。

しかし、実際のところディスカバリーサービスをすでに導入しているという機関は国内の大学でいうとまだ数少なく（本学でも関心は高く、数年来情報収集だけは行っているが、導入には踏み切れていない）、現実に提供しているサービスとして普遍的なものとは言い難い。にもかかわらず、その語句はすでに周知のものとなされ、実際に触ってもいないのに議論にはついていくことができるという状況がある。このことから、本学と同様に関係者として関心は高いのだが実際の導入には踏み切れていないという状況にある機関が多々あるという実態が浮き彫りになってくるように思われ、それはそれで興味深いことではあるが、また別の話ということでもあろうか。

そのディスカバリーサービスであるが、その語義は多々提示されている。「その導入機関の内外から集めたメタデータやフルテキストをもとに事前に作成した統合インデックスを単一の検索ボックスから検索できるようにしたサービス」（「カレントアウェアネス」no.210 E1266）、「図書館が提供する様々なリソースを同一のインターフェイスで検索できるサービスのこと」（文部科学省 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究基盤部会 学術情報基盤作業部会 大学図書館の整備について（審議まとめ）：変革する大学にあって求められる大学図書館像 用語解説 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1301655.htm）などであるが、定義はまだ定まっていないようである。

また、ディスカバリーサービスはNGC（Next Generation Catalog：次世代 OPAC）と WSD（Web Scale Discovery：ウェブスケールディスカバリ）のいずれもを指す言葉としても扱われているため、さらにその用語の扱いは複雑になっている。筆者は定義としては最初に例に挙げたそれがもっとも簡明であろうと考えるため、そのようなサービスとして認識している。かつ、本フォーラムはディスカバリーサービスについての議論とは言っても、それは SS

社の提供する Summon についてのそれを意味していたため、本報告では以降の「ディスカバリーサービス」という語句は Summon がそれであるところの WSD を意味するものとして扱うものとする。

では、本報告における「ディスカバリーサービス」という語句について以上の前提を踏まえた上で、議論の内容の説明に移りたい。

まず、パネリストとして参加した主に国内コンテンツを扱う二次資料データベースベンダーからは、ディスカバリーサービスに参画するにあたっての二次資料データベースベンダーから見た障壁、問題点が挙げられた。

ディスカバリーサービスに参画することがクライアントおよび利用者に期待され、かつその敷居が低いのは当然一次資料を有するベンダーであり、電子ジャーナルベンダーや海外一次資料データベースベンダーにおいてその展開が活発である。Summon でいえば、大手出版社として Elsevier、Springer、Taylor & Francis、Wiley、学会系出版社として ACM、IOP、AIP などがコンテンツプロバイダーとして（もしくはコンテンツサポート対象として）参画しているという。対して、二次資料データベースベンダーについてはどうかというと、Web of Science、Econlit、Sociological Abstracts、MLA といった重要なデータベースのコンテンツはサポートされているものの、SS 社の Summon の案内資料を見るかぎりではやはり一次資料の提供元との提携が多数と思われ、かつ、その案内資料での扱いも一次資料を主としているように見える。

しかし、二次資料データベースについて利用者からの需要がないかという点、そうではないであろう。ディスカバリーサービスを通じて単一の窓口で二次資料を検索できることは一次資料にたどり着くまでの検索の手間をさらに軽減する可能性を高めることになるかもしれない、それは利用者にとって確かなメリットである。むしろ、二次資料データベースについてはそのコンテンツがディスカバリーサービスに提供されたなら、その検索結果もしくは書誌情報そのものの内容が元のデータベースで提供されているそれと完全には一致しないにせよ、利用者としてはその内容で満足いくものであれば、そこで検索行動を完了させることができ、これは学習・研究のための多大な効率化につながる事が予想される。

ただ、このディスカバリーサービスの中で利用者からの検索行動を完了させることができるというのが、

二次資料データベースベンダーにとっては、ディスカバリーサービスに参画するにあたってのうまみともなるし、考慮のしどころともなるとのことであった。それは、その二次資料データベースのコンテンツをディスカバリーサービスに提供することにより、そのデータベースそれ自体がディスカバリーサービスの中に埋没し、利用されなくなるのではないかという危惧があるためである。

一次資料データベースベンダーに比べて二次資料データベースベンダーがディスカバリーサービスへの参画に慎重にならざるを得ないのは、そうした理由によるものであるという。しかし、それを上回る単一窓口検索からのアクセス数増加によるディスカバリーサービス参画に伴うデータベースの認知度向上と契約拡大への期待があり、それが本フォーラム参加の二次資料データベースベンダーの Summon への参画の決め手になったという。そして、これは当該ベンダーに特別な事情ではなく、他の二次資料データベースベンダーにも同様に当てはまることであり、そのジレンマに対してどのような判断を下すかによって、そのベンダーのディスカバリーサービス参画への姿勢は決まっていくだろうとのことであった。

さらに、このベンダーはそうして参画したからといってそれがそのまま各ベンダーの膝元で提供されるデータベースが使われなくなるということに結び付くというわけではないという見解を示した。そのように言うのは、ディスカバリーサービスでは実現できない検索機能等の特色・付加価値からそのデータベース自体の存在意義を明示することができれば、利用実績の面についても相乗効果を得ることが可能だろうからということであった。

この議論から図書館が考えるべきことは何だろうか。図書館としては、検索窓口が単一化されていればいるほど利用者の利便性を向上させることができるのは確かなことである。特に国内の大学図書館では、今や特定の二次資料やデータベースの扱いや検索方法に習熟し、それを伝えられる能力を身に着けることよりも、利用者自身での解決を可能にさせる簡明な検索環境を提供することの方に重点が置かれる。よって、図書館としては乱立するデータベースのそれぞれのポリシーに通暁することではなく、それらをどのように統一して利用者に提供するかを考えることに注力する必要がある。それは図書館では「何」があって、「どこで」「どのように」利用者に

提供するのかを考えるだけにしておくということである。それを踏まえてディスカバリーサービスを利用するにあたって図書館が考慮しておくべきこととしては、二次資料データベースベンダーが抱えるジレンマを理解しつつも参画を促す方向に各ベンダーに働きかける必要があるということと、それでもなお、特別の機能を有することもあることから、提供元のデータベースそれ自体を無視することもできないということ認識しておくことだと言えるだろうか。

次に本フォーラム参加の日本語コンテンツ一次資料データベースベンダーからは、そのベンダーとしてはディスカバリーサービスへの参画は積極的に行っていきたいということで、今後も提供コンテンツの拡大を図っていきたいという積極的な姿勢が示された。やはり一次資料を提供するベンダーは、その参画の仕方にもよるが、商品となる資料そのものを提供するわけではないので、二次資料データベースベンダーに比べると参画へのハードルは低く感じるとのことであった。ただし、それは当該ベンダーが印象として感じるだけのもので、他の日本語コンテンツベンダーの動向について実際に調査を行ったわけではなく、確たることは言えないという留保がつけられた。

一次資料データベースベンダーから見たディスカバリーサービスへの参画に際しての問題点として挙げられたのは、ディスカバリーサービスからの検索が行われるようになれば、単純にアクセス数が増加することが予想され、それによって現行のアクセス数制限による購読モデルではクライアントの要望に応えられないようになることが想定されるため、現実的な価格帯での同時アクセス無制限の購読モデルの策定が必要となるということであった。

購読モデルの問題は、これもまたこのベンダーだけの特別な問題ではなく、日本語コンテンツベンダーに共通の問題であろうと思われる。特にディスカバリーサービスや統合検索サービス参画へのクライアント・利用者双方からの需要が総じて高い新聞コンテンツを含むデータベースについては、その早急な解決、つまり同時アクセス無制限かつ現実的な価格帯での購読モデルの策定が急がれるものと考えられる。アクセス数制限の問題はむしろ日本のコンテンツベンダー事情、巨大なプラットフォームになり得るベンダーの不在によるところが大きいかもしれないが、そうした事情の上に技術的な限界を有した状態での

商業活動はすでに国内では頭打ちになっているはずである。よって、コンテンツ提供の世界への拡大（それはディスカバリーサービスへの参画も含んでもいいだろう）を考えた場合、日本語一次資料データベースベンダーは本フォーラム参加ベンダーと同様の問題に直面するはずで、そうすれば日本語一次資料データベース利用にかかる旧来からの一番の問題であった同時アクセス数制限という購読モデルの硬直性が打破されることが期待される。その動きには、ディスカバリーサービスを導入するしないにかかわらず、図書館として注目してしかるべきであろう。

2 マイクロフィルムの劣化について、今、何をすべきか（株ニチマイ）

本フォーラムでは、劣化マイクロ資料の救済方法について、従来複製不可能だったフィルムの複製を可能にした新技術の開発と、そうした資料が発生した場合の実際的な対処の方法が紹介された。紹介は新技術の開発については株吉岡映像代表取締役吉岡博行氏、実際的な対処の方法については株ニチマイ取締役瀬田峰雄氏により行われた。

まず、新技術の開発について、これは吉岡映像の開発した手法で、旧来はフィルムの歪みが著しい資料については複製の作成が困難であったのを、特別な技術により複製の前処理として平面化処理を行うことで、複製の作成を可能にしたということであった。これにより、従来であれば、折れ、歪みが激しく複製を断念せざるを得なかったようなフィルムが、フィルム自体の耐久性がその平面化処理に耐えるものであったなら、大抵の場合は複製の作成が可能になったとのことである。

次に、劣化マイクロの実際的な対処については、ポイントはとにかく現状を把握することとであった。フィルムの劣化状況の段階ごとの保存方法、対処方法についてはすでに国立国会図書館やJIIMA（社団法人日本画像情報マネジメント協会）において基準が示されており、それは専門業者から見ても適正なものであるとのことで、そのことから、現状の調査さえ行えば、そこから取りうる対処は自ずと決まっていくということであった。

図書館としてはそれら基準を参考に対象の調査を行い、その資料の劣化段階のそれぞれに応じて、適切な処置をとっていくという方法が、最も適当な対

処法となるであろう。調査方法の参考資料としては、特にJIIMAがそのサイト上で提供している「マイクロフィルムの長期保存 劣化とその対策」が必要十分な情報を記述しており、大変に役立つものとなっている。（JIIMA Communication Plaza マイクロフィルムに関して マイクロフィルムの長期保存—劣化とその対策—http://www.jiima.or.jp/micro/pdf/rekkat_aisaku.ppd）

さらに、フォーラム中の講義で特に参考になった点は、一度劣化をきたし、酢酸臭を発するようになったフィルムは2度と元の状態に戻ることはなく、そうなれば根本的な対処方法は廃棄か複製かの2つに1つであるということである。リールの巻き返しによる放散や吸着材による対処は延命処置にしかないという。

この時、廃棄か複製かという点に関して図書館からの観点を交えれば、複製にかかる諸々のコストを考慮した場合、買い直した方が廉価ということであれば再購入という形を取ることも考えられるのではないかという意見があると思われる。これについてはフォーラムの中では特に言及されることはなかったが、私見からすると、危険な判断であろうと思料する。なぜなら、購入という手段で、かつ劣化をきたしているような古いマイクロフィルムを購入するといった場合には、再度同様の素材の現物が納品されてきて、同じことの繰り返しになる可能性が否めないからである。素材指定を行った上で発注を行うということは不可能ではないにせよ、フィルムの専門業者ではなく版元を相手にする以上、確実に期することは難しいであろう。

そうした観点からしても、やはり劣化マイクロフィルムの救済方法としては、資料それぞれの版元との交渉を行う必要はあろうが、本フォーラムでの示唆のとおり、必要であれば修復を行い、所蔵フィルムから複製するという手順が最も適当であろうと思われる。かつ、現在の技術ではフィルムの複製の際に同時にデジタルデータの作成を行うことも可能だそうなので、次に別の問題が発生した時のために、出版社からフィルムの複製を行うためにかぎるといふ留保つきでデジタルデータの作成の許可をもらっておくによりよいであろう。

（しんたに だいじろう 図書館事務局）